

岩手県告示第351号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、大船渡市の地籍調査を平成27年4月1日次のとおり国土調査として指定した。

平成27年4月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 調査を行う者の名称 大船渡市
- 2 調査地域 大船渡市猪川町及びび立根町の各一部
- 3 調査期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで